

総務大臣(知事)配分資産制度の概要

総務大臣(知事)配分制度について

固定資産税は市町村税のため、価格の決定から賦課徴収に至るまで、当該固定資産が所在する市町村において行うことが原則である。しかしながら、

- ① 船舶や航空機などで、その使用の実態が一市町村内に定置するにとどまらず、複数の市町村にわたるもの
- ② 鉄軌道、発送電施設など2以上の市町村にわたって所在する固定資産でその全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもの

については、総務大臣が指定し、都道府県知事又は総務大臣がその価格等を決定して、これを関係市町村に配分し、市町村はその配分を受けた価格等によって固定資産税を賦課徴収することとしている。

償却資産の申告先・配分者

関係市町村が複数かつ2以上の都道府県に係る ⇒ **総務大臣**が配分(関係市町村へ価格等を通知)
関係市町村が複数かつ1の都道府県のみに係る ⇒ **都道府県知事**が配分(関係市町村へ価格等を通知)
関係市町村が1つのみ ⇒ 該当市町村が申告受付

総務大臣が指定する資産の種類と件数

① 移動性・可動性償却資産(法第389条第1項第1号)

船舶:1,581<192>	航空機:625<9>	車両:59<81>	索道(搬器):0<2>
---------------	------------	-----------	-------------

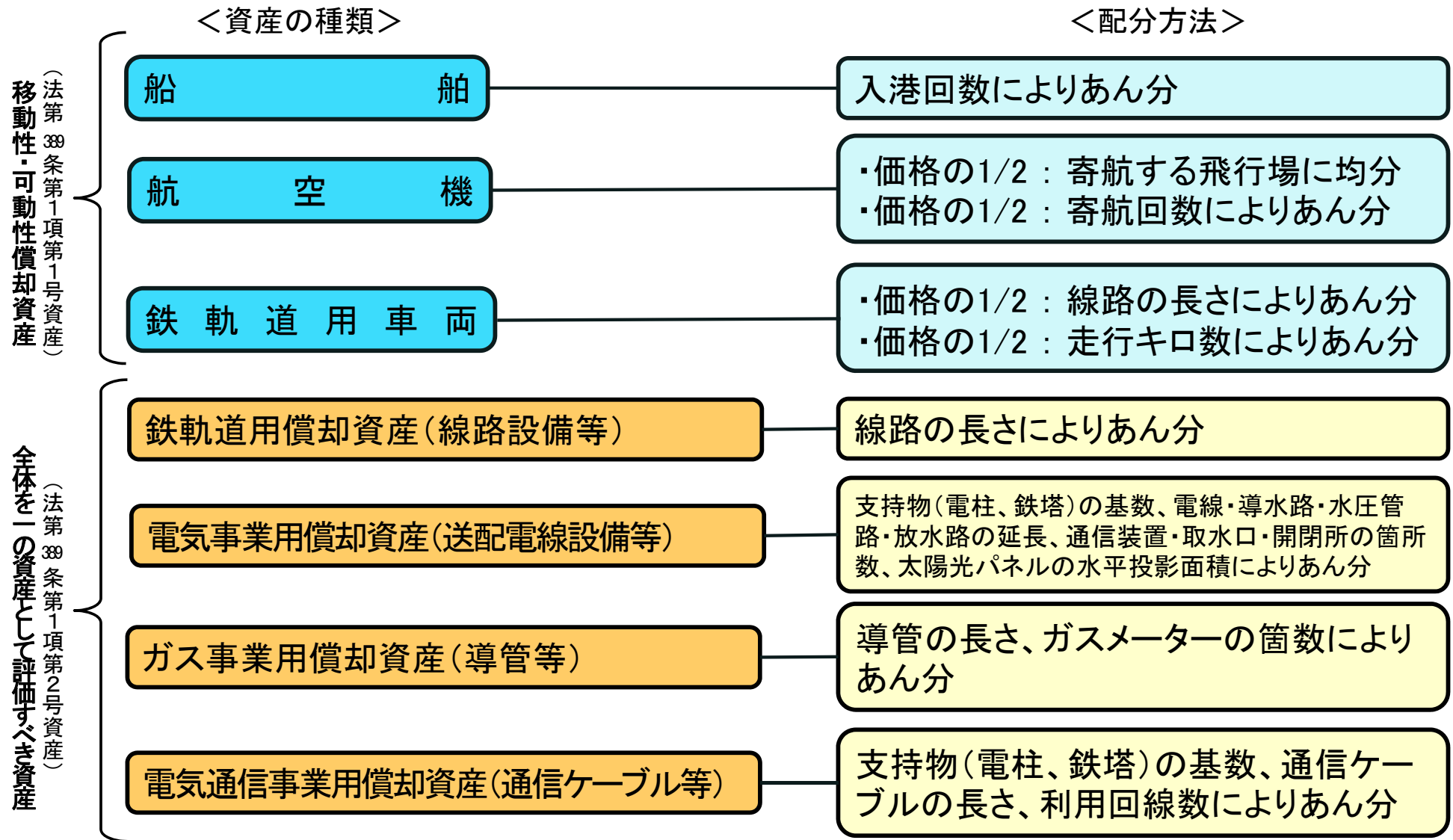
② 全体を一の資産として評価すべき資産(同項第2号)

鉄軌道:42<90>	ガス:9<35>	電気事業:33<136>	道路:6<8>
電気通信:18<44>	天然ガス:5<20>	水道・工業用水道:1<9>	索道(搬器除く):0<2>
送水管:0<4>	原料運搬:0<2>	その他:29<109>	

※ 令和6年度申告分の指定件数(R6年12月現在)< >内は知事配分に係る件数で外数

※ 船舶は隻数、航空機は機数、ガス、天然ガス、水道・工業用水道及びその他の知事配分資産は延べ所有者数、これら以外は実所有者数

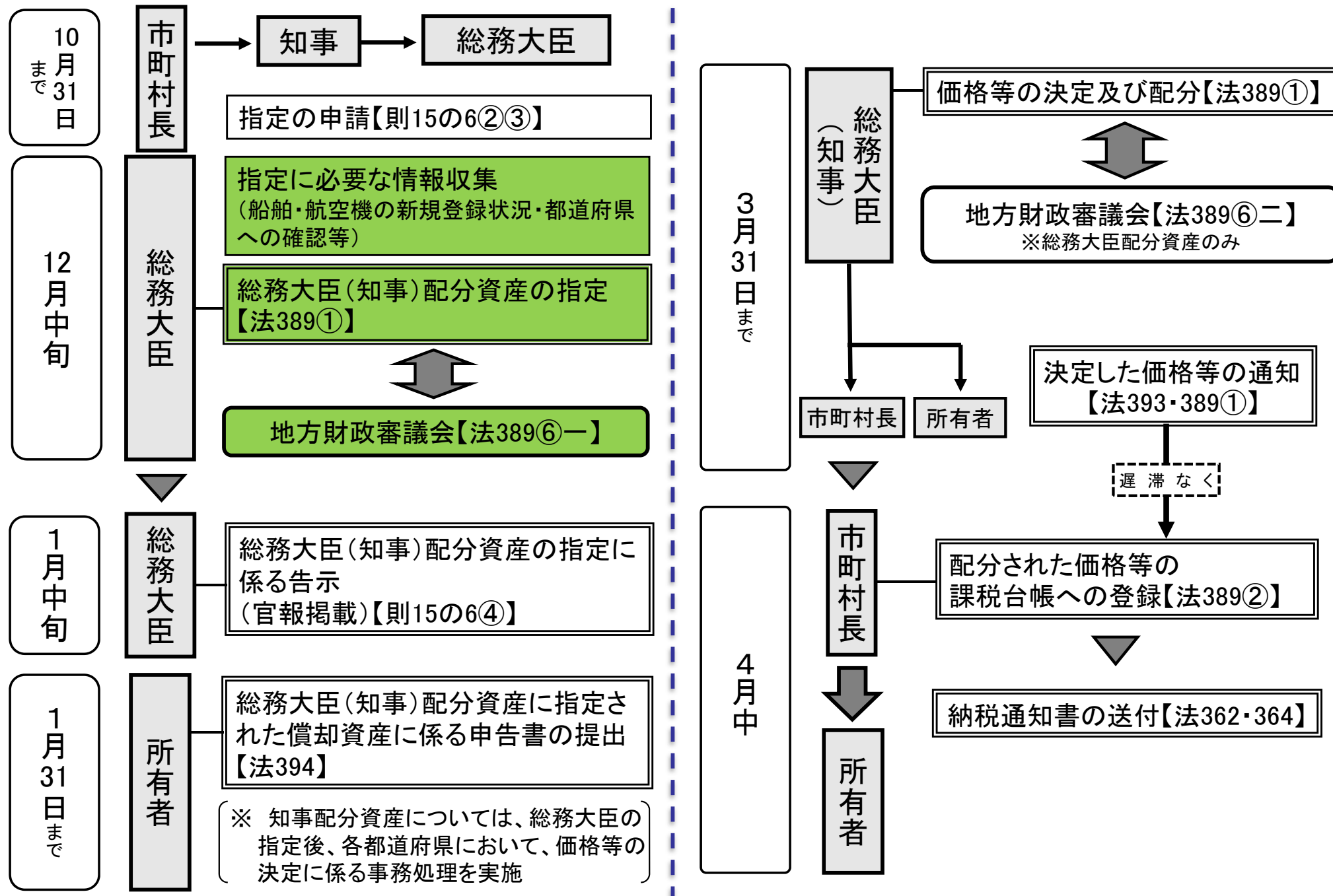
総務大臣(知事)配分資産の価格等の配分方法の例



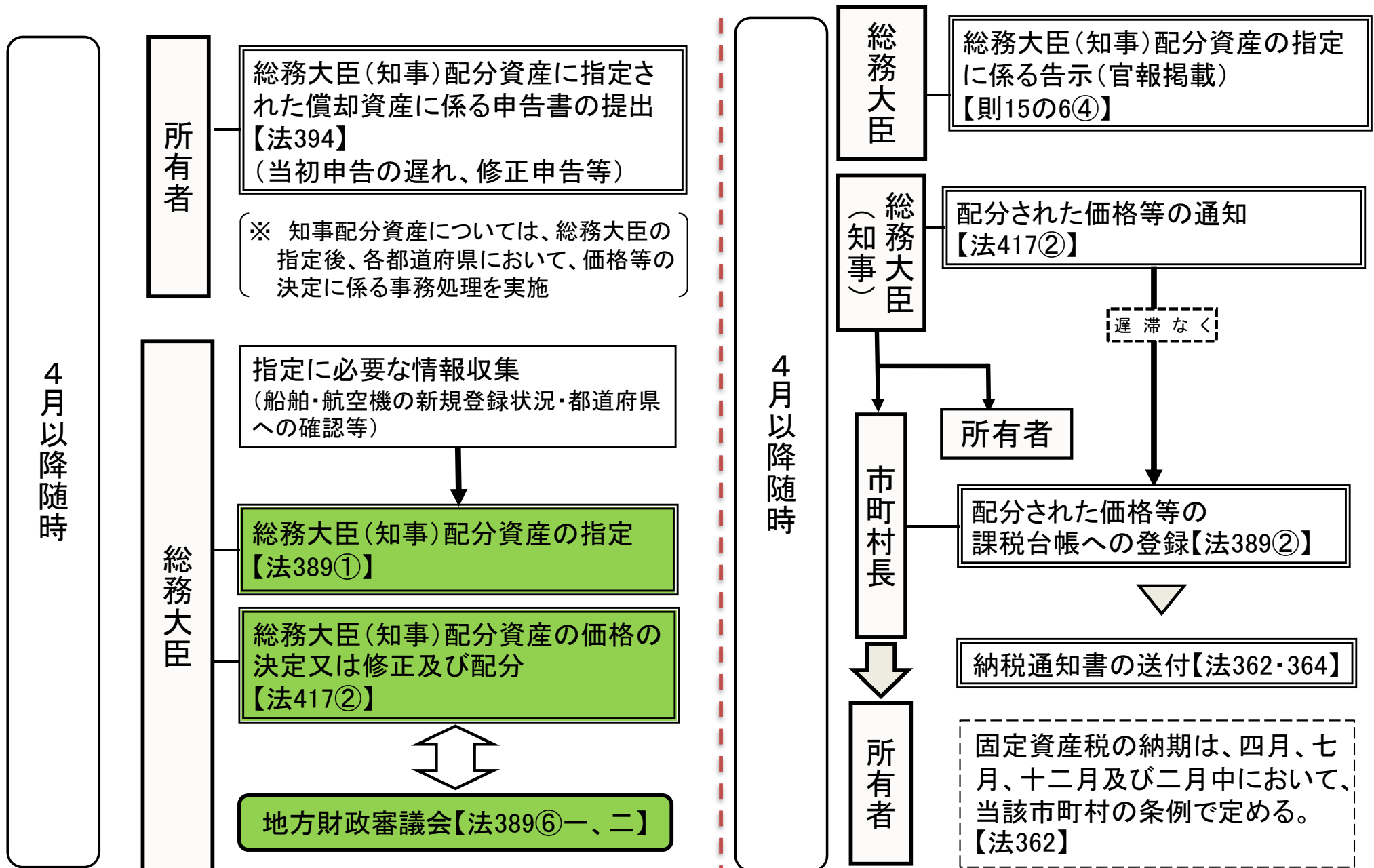
※ 配分方法は、「地方税法第389条第1項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則(昭和28年総理府令第91号)」に規定

※ その他の償却資産についても、上記の配分方法に準じてあん分

総務大臣（知事）配分資産の業務フロー（当初決定）



総務大臣（知事）配分資産の業務フロー（当初決定以降）



※追加修正決定は過去5年度分が対象となる。

(道府県知事又は総務大臣の評価の権限等)

第三百八十九条 道府県知事(次に掲げる固定資産について関係市町村が二以上の道府県に係るときは、総務大臣。以下この条において同じ。)は、次に掲げる固定資産について、固定資産評価基準により、第四百九条第一項から第三項までの規定の例により評価を行つた後、総務省令で定めるところにより、当該固定資産が所在するものとされる市町村並びにその価格及び第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は第三百四十九条の三の四の規定の適用を受ける固定資産についてはその価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額(以下固定資産税について「価格等」という。)を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分し、毎年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合には、四月一日以後に通知することができる。

一 総務省令で定める船舶、車両その他の移動性償却資産又は可動性償却資産で二以上の市町村にわたつて使用されるもののうち総務大臣が指定するもの

二 鉄道、軌道、発電、送電、配電若しくは電気通信の用に供する固定資産又は二以上の市町村にわたつて所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち総務大臣が指定するもの

2 市町村長は、前項の規定による通知を受けた場合には、遅滞なく、当該市町村に配分された固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

3 前項の場合において、第一項第一号の償却資産に係る価格等の配分の通知を受けた市町村長は、当該償却資産がその通知のあつた日前に登録されていなかったときは、新たに第三百八十一条第五項に規定する登録事項に登録しなければならない。

4 市町村長は、第一項の規定により道府県知事がした価格等の配分が当該市町村に著しく不利益であると認める場合には、道府県知事に対して、事由を具してその配分の調整を申し出ることができる。

5 道府県知事は、第四百九条第一項から第三項までの規定による市町村における固定資産の評価が固定資産評価基準により行われていないと認める場合には、第一項の規定により当該市町村に配分される当該固定資産の価格等について必要な調整を加えることができる。

6 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 第一項第一号又は第二号の規定による固定資産の指定をしようとするとき。

二 第一項の規定による固定資産の価格等の決定及び配分をしようとするとき。

三 第四項の規定による固定資産の価格等の配分の調整の申出を受けたとき。

四 前項の規定による固定資産の価格等の配分の調整をしようとするとき。

(審査請求の手續における地方財政審議会の意見の聴取)

第三百九十条 総務大臣は、前条第一項の規定による固定資産の価格等の決定又は配分についての審査請求に対する裁決をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(道府県知事又は総務大臣がする固定資産の価格等の納税者に対する通知)

第三百九十三条 道府県知事又は総務大臣は、第三百八十九条第一項の規定によつて、固定資産の価格等を決定した場合においては、遅滞なく、その価格等を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。

(道府県知事又は総務大臣によつて評価される固定資産の申告)

第三百九十四条 第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が評価すべき固定資産の所有者で固定資産税の納税義務があるものは、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該固定資産について、固定資産課税台帳に登録されるべき事項及びこれに記載をされている事項その他固定資産の評価に必要な事項を一月三十一日までに、道府県知事又は総務大臣に申告しなければならない。

(道府県知事又は総務大臣がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する審査請求に対する裁決の通知)

第三百九十九条 道府県知事又は総務大臣は、第三百八十九条第一項の規定による価格等の決定又は配分についての審査請求に対する裁決をした場合においては、その裁決をした日から十日以内にその旨を関係市町村の長に通知しなければならない。

(固定資産の価格等の全てを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定又は修正等)

第四百七条

- 1 略
- 2 道府県知事又は総務大臣は、第三百八十九条第一項の規定による通知をした後において固定資産の価格等の決定がなされていないこと又は決定された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正するとともに、当該決定又は修正に係る固定資産が所在するものとされる市町村を決定し、及び当該決定又は修正に係る価格等を当該市町村に配分し、その配分に係る固定資産及びその配分した価格等を当該市町村の長に通知しなければならない。この場合においては、道府県知事又は総務大臣は、遅滞なく、その旨を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。
- 3 第三百八十九条第二項から第五項まで及び同条第六項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、前項の場合に準用する。
- 4 第三百九十条の規定は総務大臣が第二項の規定による価格等の決定又は配分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合に、第三百九十九条の規定は道府県知事又は総務大臣が同項の規定による価格等の決定又は配分についての審査請求に対する裁決をした場合に準用する。

（法第三百八十九条第一項の規定によつて総務大臣がする固定資産の指定等）

第十五条の六 法第三百八十九条第一項第一号の規定によつて総務大臣が指定する償却資産は、船舶、車両その他総務大臣が必要と認めるものとする。

- 2 市町村長は、移動性償却資産若しくは可動性償却資産で当該市町村を含む二以上の市町村にわたつて使用されるもの又は鉄道、軌道、発電、送電、配電若しくは電気通信の用に供する償却資産若しくは二以上の市町村にわたつて所在する償却資産で、その全体を一の償却資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもので当該市町村を含む二以上の市町村にわたつて使用されるものについて、翌年度分の固定資産税に係る当該償却資産の価格の配分を受けようとする場合においては、当該配分について所有者の住所及び氏名又は名称その他必要と認める事項を記載した申請書を道府県知事を経由して十月三十一日までに総務大臣に提出してその指定を求めることができる。
- 3 前項の申請書を受け取つた道府県知事は、遅滞なく、意見書を添えて、これを総務大臣に送付しなければならない。
- 4 総務大臣は、法第三百八十九条第一項各号の規定による指定をした場合においては、その旨を官報によつて告示するものとする。